

令和4年度第3回習志野市社会教育委員会議 会議録

1 日 時：令和5年2月7日（火）午前10時00分から午前11時20分まで

2 開催場所：習志野市庁舎5階 5-3会議室

3 出席者

【委員】：澤田 弘 委員長、東 秀行 委員、三代川 誠一 委員、
鶴岡 利江子 委員、三浦 久美 委員、丹間 康仁 委員

【出席職員】：小熊 隆 教育長、片岡 利江 生涯学習部長
上原 香 生涯学習部次長、越川 智子 社会教育課長
三橋 智 生涯スポーツ課長、小久保 範彰 中央公民館長
岡野 重吾 中央図書館長、渡邊 邦彦 青少年センター所長
長谷川 信二 生涯学習部主幹（生涯スポーツ課）
勇 依子 生涯学習部主幹（中央図書館）
近藤 篤史 指導課指導係長
吉井 利江 社会教育課文化振興係長
山田 展子 社会教育課青少年育成係長
佐野 一徹 社会教育課管理係長
久我 真由美 中央図書館主査
谷澤 朋存 社会教育課副主査

【傍聴者】：0人

4 会議内容

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の指名

第4 協議

（1）令和5年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について

第5 報告

（1）習志野市子どもの読書活動推進計画の中間年度における取り組み内容の見直しについて

（2）指定管理者の指定について（新習志野公民館）

（3）学校運営協議会と地域学校協働本部の設置について

（4）指定管理者制度の更新について（スポーツ9施設）

(5) 令和5年度生涯学習部予算(案)の概要及び主要施策別重点事業について
第6 その他(事務連絡等)

5 配付資料

(協議1) 令和5年度社会教育関係団体に対する補助金(案)について

(報告1) 習志野市子どもの読書活動推進計画の中間年度における
取り組み内容の見直しについて

(参考資料1) 各所属における今後の取組案 一覧表

(参考資料2) 習志野市子どもの読書活動推進計画における取組内容
取り組み内容の見直しについて

(報告) 指定管理者の指定について(新習志野公民館)

(報告4) スポーツ施設の指定管理者の更新及び選定方法について

(報告5-1) 令和5年度生涯学習部予算(案)の概要(歳出)

(報告5-2) 令和5年度習志野市教育行政方針(案)に基づいて具体的に
取り組む事業

6 議事内容

第1 会議の公開

協議(1)「令和5年度社会教育関係団体に対する補助金(案)について」、報告(4)「指定管理者制度の更新について(スポーツ9施設)」及び報告(5)「令和5年度生涯学習部予算(案)の概要及び主要施策別重点事業について」の3件については、議決により非公開とすることに決定し、議事の進行上、報告(1)、報告(2)及び報告(3)を議題とした後、非公開事項の協議(1)、報告(4)及び報告(5)を行うことについて、議決により決定した。

第2 会議録の作成等

会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することを決定した。

第3 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の指名について、鶴岡委員と丹間委員を指名し決定した。

※日程第4の協議は非公開事項のため、先に第5を審議

第5 報告

報告(1) 習志野市子どもの読書活動推進計画の中間年度における取り組み内容の見直しについて

澤田委員長：

報告(1) 習志野市子どもの読書活動推進計画の中間年度における取り組み内容の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

越川課長

習志野市子どもの読書活動推進計画については、計画期間を平成31年度から令和7年度までの7カ年としており、今年度、計画期間の中間点を迎えることから、取り組み内容の見直しを進めている。

前回会議においては、計画の進捗状況の報告とあわせ、昨年9月に実施した、幼保こども園の保護者や小中高校生を対象としたアンケート調査の結果を報告させていただき、委員の皆様からも御意見を頂戴した。

その後、計画に関係する庁内各関係部署において、今後の取り組み内容について検討を行い、社会教育課において、関係部署と調整・協議した上で、今後の取り組み内容を取りまとめたので、報告させていただく。関係各所属から挙げられた内容を、別紙の参考資料に一覧表で示している。それらの内容を抜粋し、報告(1)の資料に概要としてまとめている。

それでは、対象である、未就学児と、小学生・中学生に分けて、順次、説明させていただきます。

まず、未就学児について、アンケート結果等を踏まえた主な課題として、図書館に行きたくても行けない方への対応や、図書館や幼保こども園から保護者への効果的な情報発信、これらを課題と捉えている。

これらの課題に対する今後の取り組み案として、未就学児については3点、抜粋して記載している。

1点目は、「コドモン」というシステムを使った、保護者への情報発信である。コドモンとは、幼保こども園が導入しているシステムで、保護者から施設への欠席連絡等に用いられるほか、施設からも、各種連絡事項を保護者に発信する機能がある。この機能を利用して、施設で読み聞かせをした絵本のタイトル等や、おすすめしたい本、年齢に即した絵本などの情報を保護者に随時配信し、家読や、図書館利用に繋げていこうとするものである。

2点目は、市立図書館の事業の積極的なご案内である。これは、図書館に行きたくて

も行けない方への対応として、今年度から、図書館の予約本を、市役所社会教育課の窓口で受取れるサービスを開始しており、図書館まで比較的遠い鷺沼・津田沼地区の保護者にとっては、より需要のあるサービスであると考えているため、鷺沼のこどもセンターにおいても積極的にPRし、親子がより多くの絵本に親しめるきっかけを作ろうとするものである。また、読み聞かせ講座については、広報誌等でも周知を図ってきたところであるが、こどもセンターの利用者は、子育てへの関心が比較的高いと考えられることもあり、これまでの周知方法に加えて、ピンポイントで積極的に案内していこうとするものである。

3点目、絵本等の拡充についてである。現状、こどもセンターやきらっこルームやつ、こちらは本市の子育て支援施設であるが、十分な量の本がなく、施設単位の予算においては、多くの本を購入することも、すぐには難しいという状況があるため、市立図書館の既存事業である団体貸出の積極的な利用や、寄贈図書や除籍資料の提供を受けることで、絵本の量を確保し、あわせて、各種ブックリストの配布なども通じて、親子がより多くの絵本に親しむ機会に繋げようとするものである。

次に、小中学生対象の取り組み案について説明させていただく。

小学6年生、中学3年生へのアンケート結果等を踏まえた課題としては、読書の面白さや、おすすめの本、各種イベントの情報などを、どのように児童生徒に発信し、学校図書室や市立図書館の利用頻度を上げていくか、であると捉えている。

これに対し、今後の取り組み案の1点目として、情報発信の強化として、児童生徒に一人一台タブレット端末が貸与されていることを活用し、図書館報「ティーンズレター」や図書館職員が小中学生に薦める本を掲載したブックリスト「よんでみて!」、新着本の情報、図書館での子ども向けイベントの情報などを、タブレット端末に直接配信することを考えている。

特に、小学校においては、学校図書館の利用率に比べると市立図書館の利用率が低い傾向があることから、タブレット端末へのこうした直接配信が、市立図書館に来てもらうための一つのきっかけとなればと考えている。

2点目、学校司書を活用した学校図書館の魅力化については、前回会議においてもご意見をいただいている。一部の学校では既に、学校司書が授業に積極的に参加し、ブックトークや資料探しの補助などを行っているが、これらの取り組みを全市に広げていくためには、各学校間の情報共有が重要と考えており、学校司書、図書担当の先生、教育委員会の指導課で構成する学校図書主任会議などの機会を活用して、積極的な情報共有を図っていこうとするものである。

3点目、学校と市立図書館の連携について、新たな取り組みとしては、図書館休館日に中央図書館を開放し、図書館を会場として授業を行ってもらうといった取り組みを開始した。

アンケート結果においては、図書館の使い方がわかりにくい、といった声も一定数見られたことから、このような取り組みの中で、児童生徒に図書館の利用方法を紹介し、読書活動や調べ学習に役立ててもらいたいと考えている。

また、一部の学校と図書館では、学校図書主任の先生、学校司書、図書館職員による、担当者レベルの情報交換が行われており、学校からの要望伝達や、図書館からのお知らせの場として活用されている。

ほかの学校でも、今後、同様の情報交換に取り組むことで、新たな連携事業に繋げたり、あるいは、団体貸出や朝読セットの貸出などの既存の仕組みが十分活用されるよう、これらの浸透を図っていきたいと考えている。

以上、課題を踏まえた今後の取り組み案を抜粋して説明させていただいた。なお、いずれの取り組みについても、各所属間の連携が非常に重要であると考えており、情報を共有しながら、また、必要に応じて適宜、より効果的な方法を模索しながら、取り組みを進めていきたいと考えている。

最後に、その他の計画の変更箇所として、2点、ご説明する。

事業番号 54「小中学校への図書館検索システム設置の検討」については、計画策定時においては、学校図書館で、市立図書館の蔵書を検索できるような検索システムの設置を意図していたが、1人1台タブレット端末の貸与に伴い、タブレット端末から市立図書館のホームページにアクセスできるようになったことから、当該項目は、今回の見直しにおいて削除したいと考えている。

事業番号 62「電子図書館の導入の検討」については、令和4年5月から導入済みであるため、今後は、「電子図書館の利用の促進」に変更したいと考えている。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

三浦委員

今後の取り組みとして記載のある、休館日に図書館を授業用に開放する件について、中央図書館での実施とあるが、授業中に行くとすると、大久保近辺の学校に限定されてしまうと思う。図書館を身近に感じるためにも、図書館から少し離れた学校の子どもたちが、図書館でどのようなことができるのかを体験できることが必要なのではないか。その意味で、中央図書館に限らず、新習志野・谷津・東習志野の各図書館でもこのような取り組みを実施いただきたいがいかがか。

岡野館長

ご指摘はその通りであると考えます。ただ、1クラス40人、2クラス80人という規模で来館いただくとなった場合に、中央図書館以外の3館では施設規模として小さく、関

覧席などのスペースも限られるため、まずは、児童生徒を受け入れるキャパシティのある中央図書館で、なおかつ、一般利用者がいない休館日にやってみようというものである。今後、進めていくなかで課題も出てくると思われ、その中で、このように実施すればできるのではないかということが見えてくると思うので、まずは中央図書館ではじめ、そのうえで、さらに展開を図っていければと考えている。

越川課長

現状、特に仕組みというものではないが、例えば、秋津保育所の子どもたちが芋ほりをしたときに、そこで見た虫を、図書館に行って調べてみようということで、みんなで新習志野図書館に来ていただいたこともある。保育や教育の現場において、このように図書館へ誘導していくことが非常に重要であると考えている。仕組みとして行うためにはキャパシティの問題が大きいですが、今あげた例のように、一つ一つの小さなきっかけを職員が作って、子どもたちに図書館というものを体験していただくことも同様に重要であり、取り組みを進めていきたい。

三浦委員

まずは中央図書館からはじめるということで理解した。ぜひ、中央図書館にとどまらずこの先広げていただきたい。また、全部の学年でなくても、小学校の6年間のうちに1回でもいければ良い体験になる。例えば、小学校の2、3年生で行うまち探検の中で、休館日に図書館に行くことも考えられると思うので、今後、検討いただきたい。

また、学校図書館と市立図書館のネットワークが繋がっていないということを聞いたが、ネットワークが繋がっていれば、蔵書数に限りがある中、蔵書の連携がもっとスムーズにできると考えるがいかがか。

岡野館長

まず、市立図書館の管理システムと学校図書館の管理システムは異なるシステムで動いているという理由で、ネットワークが繋がっていない。そのうえで、学校が市立図書館の蔵書を検索しようとする場合、図書館のホームページから検索いただき、本を取り寄せたい場合はホームページから予約いただくか、ファクシミリや電話で各図書館に連絡をいただき、団体貸出を利用していただくこととなる。また、児童生徒自身が図書館ホームページで本を検索することが難しい場合もあると考え、図書館が作成している学年別のブックリストなどをタブレットに予め配信しておき、児童生徒が検索しやすいような仕組みを作っていきたいと考えている。

三浦委員

私は授業時間をいただいて学校お話をさせていただいている。その中で、15分

ら 20 分程度かけて本の紹介をしているが、ブックリストで本を紹介するだけではやはり弱いと思う。本をプリントで紹介するだけでなく、本を実際に置いていくからこそ、子どもたちが本に手を伸ばしてくれと感じている。そう考えたとき、例えば谷津小学校の場合は 2 年生が 8 クラスあり、同じ本 8 セットは市の図書館にもない。いつも団体貸出で利用させていただいており、その本を運ぶのも大変であるが、子どもに手に取ってほしいという思いで頑張っている。もし、学校図書室にその本があるということが事前にわかれば、子どもたちに、その本は図書室にあると伝えられる。このようなことから、学校図書室に何の本があるのかがわかれば本当に助かるのだが、いかがか。

近藤係長

私も学校現場にいた経験から、子どもたちが読み聞かせをすごく楽しみにしていることを知っている。そこで紹介された本を置いて行っていただくことで、子どもたちは、より興味を持って読ませていただいている。その本が図書室にもあると周知できればすごく意味があることだと、今お話を伺って思った。教頭が窓口になり、お話しの方とお話の中で、紹介いただく本のリストを提供いただくので、図書担当や学校司書と連携して、図書館とうまく繋げていくという取り組みを今後やっていきたい。

また、システムについては、蔵書や貸し出しの管理のみで、検索システムまでは学校図書館ではできていないので、これから検討の余地はあり、システムの充実を進めていければと考えている。

三代川委員

小学校で蔵書点検が行われる際、保護者が協力して司書の方と実施しているが、せっかくなら、子どもにも一緒に参加してもらえれば、本に触れる機会が増えるのではないかと。低学年の子どもには難しいかもしれないが、高学年であればできると思うし、普段図書室に入らない子どもが図書室に入るきっかけになるので、そのような機会を作っていただければと思う。

近藤係長

高学年の子どもや図書委員の子どもが、一緒に蔵書点検を手伝って行うことは十分可能だと思うので、本に触れる一つのきっかけとして今後考えていきたい。

三浦委員

未就学児対象の部分で、子育て支援施設などに図書館の本を回すことについて、他市の図書館と比べると、習志野市の図書館には乳幼児向けの、厚い紙の本は少なく、また、偏りがあると感じている。三浦太郎さんなどの人気の本も少ないと思う。こどもセンターやきらっころムでは、赤ちゃんや 1 歳児などの利用が多いなか、そのような本の充

実が必要であると考えがいかがか。

岡野館長

乳幼児向けの本が市立図書館には足りないというご意見かと思う。選書会議には私も入っているが、書店で販売されている本をすべて買っているということではないため、書店で見かけた本がないといったご意見をいただくことがある。利用者の中からリクエストをいただいた場合には、十分検討したうえで購入している。また、需要が多ければ今後そろえていくという取り組みをしているが、今回ご意見をいただいたことを踏まえ、指定管理図書館も含め、利用者の方からのご意見をどのように受け止めているのかを確認させていただく。

こどもセンターについては、団体貸出をしているが、寄贈などで市民からいただいた本の寄贈となると、なかなかタイトルの指定は難しいが、各施設への支援に取り組んでいきたい。

三浦委員

外部の勉強会にも出席し、子育て支援の場でどのような本がよかった、などの情報を得るが、習志野市の図書館にないということがとても悲しいので、是非よろしく願いしたい。

岡野館長

我々としても、そのような外部での読書会の方が得た情報については、ぜひ、図書館職員にお知らせいただけるとありがたく思うので、よろしく願いしたい。

鶴岡委員

私は家庭教育の分野で、年間、習志野市を中心に112講演回っている。保護者からの相談もたくさん受けるが、タブレットがGIGAスクール構想の中で児童生徒に貸与されたことについて、多くの相談を受けている。習志野市でタブレットを配られた後に統計を取られていると思うが、使い方の相談や、違うところに巻き込まれていくといった相談を実はたくさん受けている。タブレットをどんどん使っていくのも大事な時代であるが、うまく使えないお子さんもいる。メディアリテラシーの部分がどうしても後追いになってしまっているようで、ついていけない保護者からの相談がとても多くなっている。授業でもどんどん使う、図書館でも使うというときに、どのように連携して子どもたちに使い方を教えていこうとされているかを伺えれば、また、保護者にフィードバックさせていただきたいと思う。

近藤係長

情報が子どもたちの身の回りに溢れているなかで、心配な声をたくさんいただくことも重々承知しており、学校でもタブレットの活用を推進していくなかで、メディアリテラシーの部分は十分に考慮し、そのような意識で取り組んでおり、今後もしっかり指導していきたい。

越川課長

ITを教える先生の側の知識の向上といった取り組みも、総合教育センターにおいて、ITマイスターという取り組みを行っているので、そちらの力もあわせて、児童生徒への適正なタブレットの使用についての指導に取り組んでいる。

教育長

私も常々、学校と図書館の連携が大切であり、もう一步踏み込んで連携をしていかなければいけないということは申し上げているところであり、今ご指摘いただいたことは本当にありがたいことで、しっかり取り組まなければいけない課題であると考えている。

また、ICTの活用については、一人1台タブレットをなんとか授業で活用するということを、必死になって、教育委員会として、ICT支援員を各学校に配置し取り組んでいるところであるが、今ご指摘のように、読書活動にどうつなげていくのかについては、新たな取り組みをしていかないといけないと感じたので、今後、取り組みを進めていきたい。

東委員

学校図書の部分で町探検の話が出たが、学年が上がれば施設探検もある。また、キャリア教育も活用することができるので、活用事例などをまた紹介できればと思う。

また、保護者は我が子にはぜひ本を読んでほしいという思いはあるが、一緒に本を読んでいるのか、読んでおきなさいと言って自分はテレビを見たりスマホをいじっているという環境はあまりよくないかなと思う。一緒に読む環境を作るためには、小さい頃からそのような環境に慣れるようにする方がよく、未就学児の段階から、一緒に本を読む環境を家庭で作れるような働きかけがあるとよいと考えている。

三浦委員

学校で家庭教育学級が低調だと伺っているが、そういうことこそ、幼稚園や学校の家庭教育学級で保護者に語りかけていくということが大切なのではないか。とてもよい機会であると思う。私も、3歳児家庭教育学級などの場で、必ずその話はしている。やはり人数が少ないので、幼稚園や学校の家庭教育学級でそういう場をもつていただければと思う。よろしく願いたい。

報告（２）指定管理者の指定について（新習志野公民館）

澤田委員長：

報告（２）指定管理者の指定について（新習志野公民館）、事務局から説明をお願いします。

小久保館長：

前回、令和４年度第２回社会教育委員会議において、新習志野公民館の指定管理者候補者の選定について、報告をさせていただいたが、この度、令和４年第４回定例会で議決され、正式に指定管理者に指定されたため報告するものである。

指定管理者は、株式会社オーエンスであり、指定期間は令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの３年間である。公募はオーエンスの１者。指定管理料は、１年間あたり約３,２００万円である。指定理由及び特出評価事由は、記載の通りである。審査結果は、１００点満点中、７３.２点であった。

今後の予定として、年度協定書の締結や、令和５年４月１日の業務開始に向け、現在、準備を進めているところである。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

（質疑等なし）

報告（３）学校運営協議会と地域学校協働本部の設置について

澤田委員長：

報告（３）学校運営協議会と地域学校協働本部の設置について、事務局から説明をお願いします。

越川課長：

習志野市では、地域の未来を担う子どもたちの健やかな成長を目指し、家庭・地域・学校が連携、協力しながら「地域とともにある学校づくり」を推進するため、令和５年度において、全市立小中高等学校に学校運営協議会を設置するとともに、その協議会と学校・地域の懸け橋となる地域学校協働本部を全市立小中学校に一体的に設置することを予定している。

なお、設置に取り組む背景は、国の教育環境を取り巻く状況として、児童生徒数の減少、学校が抱える課題の複雑化・困難化、社会に開かれた教育課程の実現ということが

求められていること、社会変化・動向として、少子高齢化、核家族化の進行等といった変化に伴い、これまで以上に、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子ども達の成長を支えていく体制が求められていることがある。これらを踏まえ、平成 29 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、こうした社会的課題の解決を目指し、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子ども達の成長を支えていくことが求められているものである。こうした中で、学校運営協議会の設置が、市町村教育委員会の任意設置から、努力義務に引き上げられており、さらに、地域学校協働本部を一体的に設置することが求められている。

そこで、本市においても、「より良い学校運営や子ども達の学びの推進、また、学校の負担軽減や地域の活性化」を目指し、両組織の設置を進めていくものである。

学校運営協議会とは、所謂コミュニティスクールとも呼ばれているが、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、課題解決を目指し、対話することで、学校運営に意見を反映し、協働しながら、子ども達の豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める体制である。教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議するものである。

法律に規定された学校運営協議会の主な 3 つの権限は、次のとおりである。

1 点目は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。承認とは、目標を共有し、よりよい学校を共につくっていかうとする意志確認と捉えるものである。

2 点目は、学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができるというものである。

3 点目は、教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、意見を述べるができるというものである。

なお、現在、本市で唯一設置している秋津小学校において規則があり、個々の職員の人事権については協議しないことを規定している。これは、学校運営協議会は合議体のため、委員の個人的な意見が尊重されることではないこと、また、他市においても同様の取り扱いを行っているため、本市においても同様の形で広げていく。

次に、学校運営協議会での協議内容に基づいた活動が行われるためには、地域学校協働活動との連携・協働が重要になる。地域学校協働活動とは、保護者、町会等幅広い地域住民の皆さんと学校がパートナーとして、連携・協働し、社会全体で子どもたちを支え、地域を創生する学校内外での活動の総称であり、社会教育法に規定されている。地域学校協働本部とは、学校と幅広い地域住民の皆さんや団体等が目標を共有して連携・協働を行うことにより、地域学校協働活動を推進する、学校支援のために形成する緩やかなネットワークのことである。現在、国は、全小中学校区に、この地域学校協働本部を設置することを目指している。

地域学校協働本部の 3 つの要素は、次のとおりである。

1 点目はコーディネート機能である。地域住民の皆さんや学校関係者との連絡調整、

活動の企画・調整を担う。

2点目は、学校に対する多様な支援活動である。より多くの地域住民等の参画による多様な活動を実施する。

3点目は、継続的な活動である。継続的・安定的実施を目指す。具体的な活動例としては、保護者や地域住民等による本の読み聞かせなどの授業支援や、体験・交流活動、地域問題解決型の学習のほか、放課後等における子どもたちの学習支援、学校行事等の支援、花壇等の環境整備活動、登下校の見守り、地域と合同で行う防災教育・訓練など、幅広い教育活動・学校支援活動が挙げられる。

イメージ図中央に記載のある「地域学校協働活動推進員」が加わることで、学校支援についての協議が実効的・効果的に行われ、かつ、その結果を踏まえた学校運営への支援活動を円滑に実施できるようになることを目指す。こちらは、現在、学校支援ボランティアコーディネーターとして活躍しておられる方を中心をお願いすることを基本としている。

なお、学校運営協議会は学校教育部指導課が、地域学校協働本部は生涯学習部社会教育課が所管している。

裏面の1番、習志野市における設置方針は、基本として学校の既存組織である「学校評議員」を「学校運営協議会」に、「学校支援ボランティア」を「地域学校協働本部」に移行し、設置を一体的、つまり、一緒に推進する。このことにより、既に取り組みされている取り組み内容の充実や、学校の負担軽減を図る。

2番、設置することの効果・魅力は、次の3点が主なものとなる。

一つ目は、持続性である。持続可能な仕組みとなること。校長や教職員の異動があっても、地域との組織的な連携・協働体制が継続できることである。

二つ目は、社会総がかりである。学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者が当事者意識を持ち、役割分担により連携・協働による取り組みができることである。

三つ目は、協働活動である。子どもたちの抱える課題や地域でどのような子どもを育てていくのかなど目標・ビジョンを共有できることである。

中央には、子どもたちをはじめ、各皆さんにとっての魅力を記載している。学校運営協議会で学校や子ども達の状況、課題などを共有し、それらの解決に向け、地域学校協働本部という緩やかなネットワークにおいて、支援していくという体制を構築し、より良い学校運営に繋げていきたいと考えている。この3年間はコロナ禍の影響で学校と地域の連携や繋がりが薄くなっているという声もいただいていることから、これらの設置をきっかけに、改めて学校と地域の連携を強めていきたいと考えている。

3番、設置に向けた取り組みとして、現在、各学校より、教育委員会事務局あて、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員の推薦をいただいたところであり、4月の任命、委嘱に向けて準備を進めているところである。

これまで各地域の皆様が各学校において取り組んでいただいている様々なご支援と、

活動として基本的には大きく変わるものではないが、協働のパートナーとして法的に位置づけられる立場となる、ということである。

令和5年4月の設置に向け、社会教育委員の皆様におかれても、本制度の趣旨にご理解を賜り、改めて学校運営へのご支援、ご協力のほど、お願い申し上げます。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

丹間委員

平成29年に社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のそれぞれが改正されたことを受けてではあるが、本市でも来年度から全市的に地域学校協働本部が導入され、しかも、学校運営協議会については市立の高等学校にも導入されるということで、非常に素晴らしい取り組みだと受け止めている。

そのうえで、資料の裏面によれば、学校支援ボランティアを地域学校協働本部に移行し充実していくということだが、「協働」という言葉を、習志野市では具体的にどのような意味合いで使っていくのかについて伺いたい。もちろん、社会教育法に「地域学校協働活動」や「地域学校協働活動推進員」という言葉は出てくるので、それをそのまま使っているということかもしれないが、地域学校協働ということで、やはり、これまでの学校支援地域本部という地域が学校を支援する片方向の形から、これからは双方向の関係を目指すために「協働」という言葉が使われていると思うので、「協働」という言葉をどのような意味合いで使って、今後進めていかれるのか伺いたい。

越川課長

習志野市の独自制度として、学校支援ボランティアにこれまで活動をしていただいていた。内容としては、町探検時の安全見守り、登下校時の見守り・挨拶活動、読み聞かせ、防犯パトロールなどである。これら今までの活動と大きく変わるものではないが、学校を一方向的に支援するというのではなく、学校と双方向で支えあうパートナーという意味合いで「協働」という言葉が意味を持つてくると考えている。学校運営協議会にこの推進員の方が入っており、学校が必要な支援というものは何かということが意味明確になったことで、学校側のニーズを地域に持ち帰り、自分たちでこういったことをやろうと、自立した形で取り組んでいただくかたちが育っていくことが理想的であると考えている。パートナーという意識をもって進めていただけるように、学校現場と我々で、制度を育てていきたいと考えている。

東委員

来年度の設置に向けて本校でも準備をしているところである。今までは学校が地域の

方にこれをしてほしいということをお願いしているばかりであった。今後は、地域学校協働本部において、学校側として何ができるのだろうかということを意識していかなければいけないと考えている。来年度のメンバーとして実籾商店街の会長さんをお願いしているところであり、まちおこしの方にも力を入れていきたいと思いますと話しているところである。ゆくゆく子どもたちはその地域で大人になり、地域を構成する人間になる。あくまでも、小学校や中学校の期間だけでなく、地域の未来の大人を育成するという立場で、子どもたちがどれだけ町に出ていけるのかということも含め、これを活用していきたいと考えている。

丹間委員

今、東委員から地域の子どもとして育てていくというお話もしていただいた。越川課長の最初のご説明の中で、地域学校協働本部の活動を、学校教育活動の一部のような説明をされた部分があったが、やはり、学校とともに行う活動ももちろんあるが、社会教育活動としてもしっかりとした位置づけが必要であると考えます。その一つは、子どもたちが学校外や放課後と休日に学んでいくという意味での子どもの社会教育である。もう一つは、この活動に参加していただく市民の方が、自分たちの生きがいとして、その活動を生き生きと続けていただくためにも、その方々にとっての学びとなるということで、大人の社会教育でもある。そのような位置づけがないと、ただの学校のお助け隊を繰り返してしまい、名前だけが「協働」に代わるということになりかねないと思う。地域の子どもや地域の大人の学びを支えていくということが、社会教育の視点からは大事であると思う。

そのうえで、追加で何が、資料によれば、学校運営協議会は指導課、地域学校協働本部は社会教育課で所管されている。これは全国的に見てもこの形が一般的に続いているところではある。ただ、最近では、この2つをひとくくりにして、地域学校協働課のようなかたちで、国と同様の組織体系で進めている自治体もある。資料の図にあるように、学校運営協議会と地域学校協働本部が連携して両輪になっていくが、教育行政の中でも、それが両輪になる必要があり、この2つの取り組みを進めていくうえで、指導課と社会教育課の連携や協働が今後どのように進んでいくのか、構想等があれば伺いたい。

越川課長

開設にあたり、設置計画を作るところから、指導課と綿密に連携をしてこれまで進めてきており、地域への説明会にも一緒に行っている。今後、4月からスタートする中でいろいろ課題が出てくると思うが、切っても切り離せないものであるので、その都度、綿密に連携をしながら対応したい。

また、学校支援ボランティアは指導課で所管していたが、このたび、社会教育課に移管した。

委員ご指摘のように、社会教育として捉えていくということが、今後の発展にとって大きな課題であり、学校の部分と地域の社会教育の部分が合わさった形で進んでいくものであるので、双方が綿密に連携し協力体制を持ちながら進めていきたい。

三代川委員

情報がPTA全てに行き届いてない部分もあるようで、中には、これが開設されるのであればPTAをなくしてもよいかという学校もある。PTA離れが進んでおり、負担の話ばかりがある。その都度、会議等で各会長に説明をさせていただき、越川課長にも来ていただきご説明いただいているが、負担が増えると思われる保護者もいる。そのあたりは現状と変わらないということ、また、保護者も地域の一員であるということ、周知していただければと思う。

越川課長

各学校の中でもおそらく説明をされていると思うが、負担が大きく増えることではないということをしかりと説明していきたい。

(以下、非公開事項 ※議会上程後に公表)

第4 協議

協議(1) 令和5年度社会教育関係団体に対する補助金(案)について

澤田委員長:

協議(1) 令和5年度社会教育関係団体に対する補助金(案)について、事務局から説明をお願いします。

越川課長:

社会教育関係団体に対する補助金案については、今後、市議会で令和5年度予算案を審議いただくものとなる。基本的には今年度と同額の補助をしていく考えであり、その中で金額が今年度と違う団体について説明させていただく。

習志野市芸術文化協会については、例年、協会主催共催4行事の会場費、及び登録団体の発表等において、市内にある文化ホール、モリシアホール及びモリシア会議室、プラッツ習志野市民ホールの4施設を規定し、会場費を対象とした補助金を交付している。令和5年度からは文化ホールが閉館し、この影響を受け、一部、他のホール利用への移行が想定される。現在、文化ホールでは、団体の1公演に対して、補助金交付と市内割引を含め、団体の負担は使用料のおおよそ5割となっている。令和5年度予算案では、市内施設利用に限る補助金交付要綱を改正し、新ホールが開館するまでの間は、他

市の施設を利用しても団体の負担額が今までと同様となるよう、算定し、計上している。なお、モリシアホールについては、次年度も引き続き利用可能である。また、芸文協主催行事のうち、芸術祭と市民文化祭については、文化ホールの代替としてプラッツ習志野の市民ホールを利用する意向であり、この場合の使用料の実額は、文化ホール使用時に比べ、会場費は平日1日の利用でみて、約3分の1の減となる。令和5年度の補助金は、これらを踏まえた計上額となっている。

次に、公益財団法人習志野文化ホールについては、これまで、本助成費では、財団の役員及び芸文協事務局職員2名分の人件費の約900万円を補助していた。その他の人件費については、これまで、文化ホールの維持管理・運営に係る指定管理料にて算定していた。ホールの閉館、及び今後の財団としての市の文化振興に寄与する活動の在り方について協議する中で、令和5年度予算案では、引き続き、芸文協の事務局機能のほか、新たに、定期的な市内各所でのミニコンサートの開催などのアウトリーチ事業や所蔵絵画等の貸し出し、文化芸術の情報発信等を担う業務に係る職員の人件費を計上するものである。

次に、スポーツ振興協会については、人件費の関係等から金額が若干変動している。また、リーダーズクラブについては、現在会員が10名に減少している状況であり、近年、自主企画行事、研修等は開催しておらず、実質、多団体の行事支援のみが活動実態となっていること、今年度の執行状況などの実績を鑑み、補助金額が減少しているものである。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

(質疑等なし)

第5 報告

報告(4) 指定管理者制度の更新について(スポーツ9施設)

澤田委員長：

報告(4) 指定管理者制度の更新(スポーツ9施設)について、事務局から説明をお願いします。

三橋課長

現在のスポーツ施設の指定管理期間が、令和5年度末をもって終了することから、次期指定管理者の募集に向けて検討を行ったので報告させていただく。

まず、次期スポーツ施設の管理運営の方針については、(1) 現在も導入している「指

定管理制度」での管理運営を「更新」する。(2) その募集方法については、より質の高い市民サービスの提供を実現するため、「公募」とする。(3) 期間については、現在と同様、9施設を一括とし、5年とする。(4) 習志野市のルールに基づき、指定管理期間の更新に合わせ、施設使用料の改定を6月議会に提案する。

スポーツ施設の管理運営については、指定管理制度ができた平成18年度より導入しており、この間、施設数に多少の増減があったが、施設を一括して管理させることで、管理の効率化や統一したサービス水準が図られてきたものと考えている。特に令和2年の1月から始まった新型コロナウイルス感染症に関する対応では、施設の閉鎖や開館時間の制限など、これまでにない対応が必要になったが、伝達経路が1つであったため、キャンセル料の対応など、しっかりとした対応がなされていた。

今後のスケジュールとして、教育委員会議へも報告を行ったあと、6月の市議会に料金改定の議案を提案します。その間に仕様や評価方法を決定し、7月から次期の指定管理者の募集を始め、8月後半から9月上旬に書類審査や面接を行い、10月には選定委員会で候補者を選定し、12月の市議会に議案として提案し、決定をする。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

(質疑等なし)

報告(5) 令和5年度生涯学習部予算(案)の概要及び主要施策別重点事業について

澤田委員長：

報告(5) 令和5年度生涯学習部予算(案)の概要及び主要施策別重点事業について、事務局から説明をお願いします。

越川課長

令和5年度生涯学習部予算案については、前回会議において、予算要求の内容を皆様に報告させていただいた。このたび、予算案が確定したので、資料に記載の内容で、今月から開会予定である、習志野市議会令和5年第1回定例会に提案しようとするものである。

資料1の一覧表に、要求額に対する予算案の額を、黄色の着色で示している。事業概要欄において、赤字で見え消しにしている箇所が要求時からの主な変更箇所となっている。

資料2は、令和5年度習志野市教育行政方針(案)に基づいて具体的に取り組む事業であり、習志野市教育振興基本計画に定められた各施策に係る令和5年度の予算額を示

したものである。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

(質疑等なし)

澤田委員長：

これをもって、令和4年度第3回習志野市社会教育委員会議を閉会する。